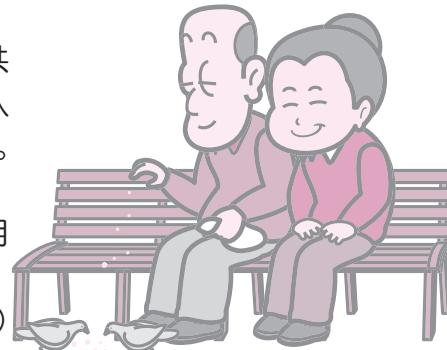


ご存知ですか？ 退職者医療制度

退職者医療制度とは、会社や役所などを退職した後、厚生年金や共済組合、船員保険などの年金の受給権がある方とその被扶養者が加入する制度です。対象となる方は、国民健康保険(国保)の加入者です。市役所やお近くの支所・出張所で加入手続きを行ってください。

75歳になって老人保健制度に該当するまで、退職者医療制度の適用となります。

問 国保年金課(内線2296)



対象となる方

次の条件のすべてに当てはまる方(退職被保険者)と、その被扶養者の方です。

No.	退職被保険者(本人)	被扶養者となる方
1	国保に加入している方(または、これから加入する方)	国保に加入している方(または、これから加入する方)
2	老人保健の適用を受けていない方	老人保健の適用を受けていない方
3	厚生年金や各種共済年金などの年金を受けている、その加入期間が20年以上、または40歳以降10年以上の方。	退職被保険者の配偶者。 退職者本人と同じ世帯で、主にその収入によって生活している三親等以内の親族。

加入手続き

必要なもの	届け出先
・年金証書※1 ・国民健康保険証※2 ・はんこ	・国保年金課 ・各支所・出張所

※1 被扶養者に該当する方は必要ありません。
※2 これから国保に加入する方は必要ありません。

●医療費の自己負担割合や保険税額に変更はありません。

退職者医療制度で医療を受ける方の医療費は、自己負担以外は国保税と職場の健康保険などが出しあう拠出金によって賄われています。

そのため、対象者が届け出をしないで一般の国保のまま医療を受けると、本来は拠出金で負担するはずの医療費も国保が負担するようになります。国保の適正な運営のために、退職者医療制度の対象となる方は届け出をお願いします。

～そのほかのお知らせ～

- 納税は、**納期限内**に指定の金融機関、市役所または最寄りの各支所・出張所で納付してください。
- 納税は、**便利な口座振替**をおすすめします。
- 外国籍の方へ…在留資格期限の更新のない外国籍の方は、国民健康保険の加入資格を失いますので、ご注意ください。
- 平成18年中に所得のなかった方、失業給付・遺族年金・障害年金など非課税所得のみの方も、非課税証明書の発行や国民健康保険税の算定、児童手当の受給資格審査などの基礎資料になりますので申告してください。
- 国保に加入するときや、やめるときなどは、必ず届け出をしてください。

●退職被保険者には、下のような保険証が交付されます。

退職 こくほ こくほ	国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成19年3月31日	記号 土浦 番号 012345
	氏名 姓 名	フジタケ 太郎	
	生年月日	昭和15年11月3日	性別 男
	該当年月日	平成12年11月4日	(本人)
	世帯主氏名	富士塚 太郎	
	住所	土浦市富士塚一丁目1番1号	
	交付年月日	平成18年4月1日	保険者番号
	保険者の所在地	茨城県土浦市下高津一丁目20番35号	67080036
	保険者の名称	土浦市	茨城県 土浦市 之印 一部負担金の割合 ※裏面参照

この部分が緑色です。

※すでに、この保険証をお使いの方は、届け出の必要はありません。

●新しい保険証送付のお知らせ

平成19年4月からの保険証は、3月中旬に普通郵便で送付しますが、ご希望により**配達記録郵便**または**窓口交付**を選択することができます。

申込方法／

- 配達記録郵便…**210円分の切手**を国保年金課まで郵送または直接。
 - 窓口交付…電話で。保険証発送の時期になつたら、国保年金課まで身分証明書とはんこを直接。
- 申込期間／3月に発送されるまで、隨時受付け。